

第4回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会議事録

- 1 開催日時 平成29年12月4日（月）15時～17時
- 2 開催場所 三重県合同ビル G301会議室
- 3 出席者
（委員）藤原委員、久保委員、伊藤委員、岡村委員、小林委員、高須委員、
前川委員、室谷委員、矢田委員、細淵委員

（事務局）宮路次長他7名
- 4 会議の公開・非公開 公開で実施
- 5 議事録

（事務局）

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして誠にありがとうございます。

只今より、第4回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会を開会いたします。

会議成立の確認でございます。本日は、委員14名中、お一人少し遅れているようですが、現在のところ9名、予定で10名にご出席いただくということで、要綱第5条の要件をみたしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。なお本日、梅村委員、中道委員、岡田美佐子委員、岡田真由美委員につきましては、お仕事の関係でご欠席と連絡を頂戴しております。

次に本委員会につきましては、原則公開といたしまして、傍聴を認めることといたしております。

私、三重県教育委員会事務局生徒指導課長、山口でございます。議事までの間、進行を努めます。よろしく願いいたします。

最初に資料の確認をお願いいたします。お手元、事項書、論点ペーパー、座席表、検討委員会の委員の皆様のお名前を記したものを、参考資料と資料のナンバーを入れましたものが1から5までございます。もれ等ございませんでしょうか。ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、事項書にそって進めてまいりたいと思います。開会にあたりまして、三重県教育委員会学校教育担当次長宮路がご挨拶申し上げます。

(宮路次長)

本当に本日はお忙しい中、また、お寒い中、第4回の三重県いじめ条例仮称検討委員会にご参加を賜りまして誠にありがとうございます。冒頭にお詫びでございますが、当初11月に日程予定をしていましたところ、事務局の都合で本日に変更させていただきましたこと、本当にお詫びをいたします。申し訳ありませんでした。さてこの会議につきましては、10月2日に開催しました第3回の検討委員会で、条例の素案の概要について様々な観点からご意見をいただいたところでございます。その後、教育委員会の事務局の方で、パブリックコメントを10月から11月にかけて実施させていただき、様々な意見をいただいたところでございます。こうした検討会の意見、また、パブリックコメントの意見を踏まえまして、今回、改めて構成でありますとか、それぞれの項目の考え方等を整理し直しまして、今回の条例案の概要ということで、お示しをさせていただいているところでございます。今回が予定では最終の検討委員会となると考えておりますので、パブリックコメント等を受けた案の概要について、まず本日はご意見をいただけたらと思っております。それとあわせまして、条例制定にあたって、今後いかに社会全体に理念を共有していくとか、条例の趣旨を踏まえてその取組をいかに実効性のあるものとしていくかについても、あわせてご意見をいただければと考えておるところでございます。限られた時間でございますけれども、本日もいじめの防止等に向けまして、三重県できちっとした仕組みができることを期待申し上げて、活発な意見をいただくことをお願い申し上げまして、冒頭にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

(事務局)

それでは、2の報告に移りたいと思います。ここからは藤原委員長に進行をお願い致したいと思います。よろしくお願いいいたします。なお、記録のため、録音をさせていただきますのでご了承ください。では、よろしくお願いいいたします。

(藤原委員長)

それでは今から約2時間足らずということで、条例案の概要をまとめ上げてしまわないといけないということで、私たちの課題がありますので、ひとつご協力をよろしくお願いいしたいと思います。それでは報告が3つありますけど、一括してご報告よろしいでしょうか。お願いいします。

事務局より報告

(藤原委員長)

それでは協議に入りたいと思いますが、報告にありました前回の検討委員会の意見、委員の皆さんの意見、それから学校から出てきた意見提案、出てきた内容、それからパブリックコメントで様々な意見が出てきておまして、そういったものを極力事務局の方ではまとめていただいて、提案をされてるわけです。いろいろな論点はあると思いますが、私の方から重要なものをお示しするというのはどうかと思うのですが、とっかかりとしてこの場できちんと話し合っただけでこの会の意見をまとめておきたいということで、1つは子どもの役割、児童生徒の役割という言葉に変わりましたが、その規定についてパブコメではかなり厳しい意見がいくつも出されておまして、それでもあえて事務局の方は児童生徒の役割っていうのは、やっぱり書いておきたいというような内容でした。その点が、まず1点どうかという問題があります。それからいじめ防止の法律の方との違いっていうのは、おおむね法律をなぞる形の条例になっていますけど、法律との重複はどうかという意見はありますが、やはりいじめ条例として三重県が決めるためには、なぞるという形になっても法で盛り込まれている部分を外すということなぞ外したのかということになりますので、それは必要なんだろうなというふうにはひとつ思っています。法になくて三重県が独自に規定しているものというのが、県民及び事業者の役割という部分です。それから児童生徒の役割です。それから学校相互間の連携協力体制の整備とか、そういったところ、学校法人、高等専門学校への協力、こういったことも入りますが、そういったところは三重県の法律にない独自の規定として設けたいというお考えのようです。以上のようなところを少し何人かの委員の皆さんに意見としてふれていただくということで、ご協力お願いしたいと思いますが、今の私の発言に関わらず、どこからでもご発言をいただいたらけっこうかと思えますのでいかがでしょうか。まずは、学校現場の先生方の受け止めはどうでしょうか。こういうものができて、学校の先生方が少しは勇気づけられるのか、そうでないのかっていうあたりもお聞きし、いじめ防止条例というのは、法律に規定している教育を受ける権利との関わりで規定せざるを得ないということで、やはり対象は児童生徒、学校に籍を置く児童生徒ということに一応限らざるをえないと。ただ、そこを前提としつつも、極力、学校に籍を置かない子どもの問題も含めて県民の啓発を図りたいという、そういった方向性になっているようなんです。ただ、学校の先生方がいじめ問題の解決ということで、とにかく自分たちがやらないといけないし、もう孤立無援だという形をなんとか避けるっていうんでしょうか。これは県民全体がいろいろと知恵を出し合っただけで、取り組んで行かないといけないですよというところを強調するような条例になれば、学校の先生方も少しは勇気づけられるかと思うんです。そのへんの期待に応えられるような内容になっているのかどうか、まずいかがでしょうか。矢田

先生あたりから。矢田委員さん、いかがでしょうか。率直なところでけっこうです。これでは足りないということでもご指摘でもいいと思います。

(矢田委員)

学校の役割という部分ではなくて、前から考えていました基本理念の中で、ほんとにいじめの定義という部分を、しっかりとあってはならないことだということが位置づけられていますので、これでよろしいのかというふうに思っております。説明を聞く前にいじめの禁止のところで2項目が外れて、あれっというふうに思った部分があるんです。やっぱり傍観しないということが、いじめの禁止のところで位置づけられたらいい、ほしいなというふうに思いました。ただ、先ほど対策監の説明の中で、⑥の児童生徒の役割のところでしっかり書き込んでいただいておりますので、これでいいのじゃないかというふうに思っています。学校に対する云々じゃなくて、まず率直に受けた感じとしては、丁寧に盛り込んでいただいているなというふうに思いました。

(室谷委員)

私の方も、先ほど説明していただいて、ほんとにいろいろ自分たちが言っていたこととか、子どもの意見とか、すごく大切にしてもらったなというふうに思っています。あと、子どもたちも自分たちでなんとかいじめをなくしていきたいって思っているし、お家の人たちもこうやってねと子どもらも期待しているし、先生たちも期待しているところがあるので、それらのそれぞれのところが全部細かに出されていて、先ほどの説明も聞いてすごく良かったなというふうには思いました。ただ、先生たちがどのように受け止めているかというところまでになるとたぶんそこまで、こうやって今説明を聞いて私もああそうやっていろんなところを取り組んでいただいたり、取り込んでいただいたりしたのだなというふうに思いますけど、まだ先生たちとしては、自分たちが言ったっていうところまでなので、そこで期待ができるかっていうところまではまだいかなのかなとは思いますが、本当にそれぞれの思いを大切にしてくださいなというふうには思っています。

(小林委員)

私も今、いろいろ説明を聞かせていただいて、沢山のご意見を本当にきれいにまとめていただいたなというふうに思っています。説明の中にもありましたように、未然防止というのがたぶん一番大事な事であって、起こらないことが一番いいのだけれど、それでも起こってしまった時には、早期発見、そのためにも安心して言える環境、訴えられる環境を作ること大前提としてというふうにご説明いただきましたので、ほんとにそこを大事にさせていただけるというところ

るで、この条例ありがたいなあっていうふうに思います。安心して、環境っていうようなところも含めて、他のところにもあったと思うのですが、環境整備、特に原因のところもあったかと思うのです。そういうところも含めて、環境整備ほんとお願ひしたいと思います。あと、もう少し言わせていただいてもよろしいですか。人権教育というようなところに触れた意見がいくつか出ていたと思うのですけれど、そこについての説明もいただいたのですが、やっぱりその道徳教育とか安心してっていうようなところは触れていただいているのですが、人権教育っていうところもやはり日常生活の中で大事にしている私たちの学校での教育活動でございます。そういうところも考えていくと、保護者の責務等のところなのですが、最初の規範意識を養うというところがあるのですが、このあたり例えば、人権意識を養うとかそういうようなところではないのかなというのを今更思っております。もちろん学校及び学校の教職員の責務のところにも、人権教育を充実させるというようなところが書かれるとありがたいかなというふうにも思います。本当に全体を通して、今、説明を聞かせていただく中で、本当に大人ががんばっていかうっていうようなところで作って頂いた条例案なんだなあっていうのが分かるのですが、県民全体が対象になっていると思いますので、皆さんにその方向性が伝わるようなところでの啓発活動であったりとか、4月、11月が強化月間というふうにもなっておりますが、強化月間の中での取組が、学校だけの取組におさまらず、みんなの取組になるようお願いしたいと思います。あと、子どもたちの意見の中でたくさんあったのが、自分たちの意見も聞いて学校づくりもっていうようなところがあったかと思うのですけれど、以前、三重県の方の取組の中で、子ども白書かな、を作ったことがあったと思います。あのときにも、子どもの意見の中に自分たちが思っていることと、大人が思っていることとちょっとずれがあるんですよっていうような発表が、子どもの表明権というようなところであったかと思うのですけれど、そういうところも思いますと、やはり学校づくり、どんな学校を作っていくかっていうようなところでは、子どもの意見、大人の意見ももちろんですけど、子どもの意見を大事にして、子どもの意見を聞きながら学校づくりを進めていくっていうようなところも、大事にしていきたいなっていうふうに思っております。以上です。

(藤原委員長)

ありがとうございました。人権教育というものをどういうふう書き込んでいくのかっていうのも、ちょっと難しいところではあるのですが。人権についてはほかの条例などでも規定されているところではあると思うのですが、いじめと人権の関係をどんなふう書き込むのかっていうのは、事務局の方でのご意見がありましたら、お聞かせ願えればというふうに思います。

(細渕委員)

私もこの資料を見させていただきまして、ほんとにこと細かく書かれて、ほんとに非常に分かりやすいなと思います。ただこの資料を、子どもたちにも徹底して分かるように、子どもたちが理解できる環境を持っていくのが一番と。あと、家庭であったり、先生方、学校関係者、そして地域の皆様方とこれをつかち合える、みなが1つのテーマというか、どういう事細かな事に関しても意見が言える立場を作って頂いて、みな注意をしていただくというのがいじめをなくす一方法だと思います。それと、資料4の2ページですか、上から6行目、幼児期の特性に応じた指導が必要であり、いじめの定義に当てはめることは難しいということ、この文言を私、非常に感銘というか。小っちゃい頃というのは、やっぱり泣いたりわめいたりぐずったり、そういうわがままな事を言うのが当たり前なんです。これを親がどうごまかして生活、ごまかすっていう言葉は悪いかもわかりませんが、そこで子どもをなだめる、そのことによって甘やかしてしまったっていう部分が、小っちゃい時のしつけができなかったという部分も若干あるのではないかと。幼児期の生活態度というのは、十分注視をして、眺めながら育ててやるっていう一つの見守りも大切だと思いました。

(藤原委員長)

ありがとうございました。4人の委員さんから発言がありましたけど、そこと関係するところでご意見がありますでしょうか。

(高須委員)

先ほど、いかに啓発するかということにも触れられたと思うんですけど、そのことに関してなんですけど、どんな良い案を作って、どんなものを作ってもそれが広まらないと、あるいは深まらないと、ものにならないわけです。そういう意味で、この毎年4月と11月をいじめ防止月間としてっていうふうに書かれていますけど、それ大変結構なことだと思うのですが、その時に、いかにまず子どもに迫る。子どもたちも全員が分かる。それから親が分かる。地域が分かる。その他広められたら更にという形なんですけど、そこらあたりの啓発の仕方ということも、ちょっと考えていかないとだめなのかな。この会議そのものは本当に良い形でまとめられているとは思いますが、そこら辺りもちょっと心配なところとしてあります。

(藤原委員長)

高須委員さんが仰られた部分については、後半少し時間をとって集中的に皆さんのお知恵を、どんなアイデアがあるのかっていうのを出し合いたいと思っ

ておまして、ぜひそこでも重ねてご発言をお願いいたします。それでは条例の、私が最初に提起させていただいた部分はいかがでしょう。児童生徒という形にまとめて、学校に籍のある子どもを対象とした条例として組み立てられております。したがって就学前の幼稚園、保育園の子どもは、一応この条例の対象外ということになっています。それからもう一つは、学校に在籍しない子どもについては、いじめの発見についての情報提供、学校への情報提供という部分は規定してありますけど、それ以上の規定はないわけです。その部分と児童生徒について、いじめの防止についての一定の役割ということを書き込みたいというような提案なんですけど、その部分についてご意見をいただきたいと思うんですけど、いかかでしょうか。

(伊藤委員)

学校外のいじめというところで、確かに情報提供義務があるんですが、情報提供された後、結局動けないということになるんですよね。その辺をどういうふうにお考えなのかというところがちょっと。いわゆるこのパブコメにもたぶん出ていたと思うんですけど、いわゆるその学校外のいじめについては、情報提供だけ受けといて、県は何も動いてくれませんでしたっていうふうな形で問題になった時に、条例上はそこまで規定していないので結構なんですわという形でいけるかなっていうと、ちょっとなかなか統一性というか、そのへんができていないんじゃないかなあという気はしました。あと、その情報提供のところに関連するのですけれど、例えば県民の方、事業者の方っていうのは、いじめを発見したら情報提供するように努めるということで、5の⑤かな。2つ目に書いてあるのですが、いわゆる結構広すぎるので、例えば私がいじめを発見しましたと。どこに提供するのですかっていう時に、どこの機関、どこの学校っていうのも分からないので、このへんはおいおい明らかになっていくっていうことになるんですかね。その後、県としてどういうふうに動いていくのかというところまで、ガイドラインか何か作られておいた方がいいのかなあというところ。直接条例のところとは関係ないですが、こんなところ。

(藤原委員長)

大変貴重なご指摘だと思いますが、それについて私も意見を持っておりますので、また、この場で後程発言をさせていただきたいと思っておりますが、今と関連する点、前川委員さん、岡村委員さんいかがでしょうか。子どもの役割とか、子どもの責任とか。あるいは、学校に所属しない子どもの問題をどう扱うかという点について。

(前川委員)

先ほど、伊藤委員さんが言われたところ、私もまさしく同じで、情報提供の部分、後からと言われたのですが、やはり条例を作ったからには情報提供した先、何かつなげる方法が少しあればいいのかなという思いがございました。それと同じく項目にはございますインターネットのところも、インターネットは県内でとどまることがないので、おそらく同じような考え方になるのかなというのは、ちょっとこの内容で思っていました。今のところ私、思っているのはこのぐらいでございます。

(藤原委員長)

いずれも大変貴重なご指摘だと思います。岡村委員さんいかがでしょうか。特に高校中退した子とか、社会的養護の子なんていうのはすごく気になるわけですが。

(岡村委員)

私も全般、説明聞いていて、とても分かりやすく整理されて、とてもいいなと好感が持てました。特に、県民及び事業者の役割も、学校の先生、保護者の役割、子どもの役割だけでなく、いち地域の事業者とか地域の人もこうやって入れてもらったというのはとってもいいんですが、どこへほんとに情報を入れて誰が動くのかっていうのを明確にしていく必要があるし、児童の虐待となんか重なってしまうんですけど、条例ができて3回ぐらい、児童虐待の虐待防止条例も改正がなされたかと思うんです。初めは、匿名はだめだったりしたんだけど、匿名でもいいし、臨検も一緒にやるようになったりとかして、ほんとに三重県も倍ぐらい虐待件数が増えたのですが、それだけ氷山の一角が浮き彫りになったというところで、件数が増えることを望めるような、いろんなこういう通報とか連絡できるシステムを、整備することがとても大事なのかなと思いました。3ページ目の、県が児童生徒、保護者等が安心していじめの通報や相談ができる体制の整備っていうところもありますけど、たぶん今、うちの施設の子どもたちも、こういういじめ110番とかNPOさんとか県が出されている名刺サイズのやつをもらっているのですが、なかなかたぶん実用化されていないと思うんで、この条例ができて、子どもたちがどんなことでも、ささいな事でも言えるようになるような手立てをとってもらえるとありがたい。実用的なところでそうやって生かされるといいなと思いました。あと一つだけ、僕が知らないだけなのか分かりませんが、教えてほしいのですが、4ページの重大事態、重大な事態の定義っていうのはあるんですか。

(藤原委員長)

法律にはつきり書かれていますので、後でまた説明してもらいたいと思います。今の論点で久保委員さん、いかがでしょうか。

(久保副委員長)

私も読ませていただいて、非常に今回、丁寧に分かりやすく作られているなというふうに思いました。先ほどのいろいろ、通報した後どうなっているかってことがやはり問題かなって思いました。早期発見、早期対応、それからインターネット、いろんな問題が出ていますけど、あとどういうふうに解決していくのかなっていうことでちょっと、また組織を作ってやっていくとしたら時間がかかるし、子どもたちがどういうふうな形で信頼をして通報ができるのかなって、子どもたちが安心して伝えて、その訴えた子どもたちが被害者にならないようにしていただきたいなっていう感じは思いながらあれしましたけど。条例としたら本当に分かりやすく、子どもたちも理解しやすいものじゃないかと思いましたが、他の委員さんも仰いましたように、子どもの発たち段階に沿って記入されているところっていうのは、すごくすばらしいなっていうふうに感じていました。

(藤原委員長)

それではちょっと私の意見を、今の分について述べさせていただきますと、もしですね、あらゆる子どものいじめを防止するという目的を持ってこの条例を作るということになりましたら、いじめ防止センターみたいな新しい機関を作って、そこに情報を集中させるってことがないと不可能だと思うんです。ただ最初言いましたように、この条例は、やはり防止法の枠内で作っているってことをまずしっかりと押さえておく必要があると思うんです。したがってその枠をこえる部分っていうのは、なるべく規定したいけども、基本的にはやはり学校に籍のある子どもが、教育を受ける権利を侵害されているっていう前提で作られる、作られた条例であるという域をこえるようなものってやっぱり今の段階ではどうも無理なんだと思うんです。ただ、じゃあ学校側の、学校に籍の無い子の情報をつかんだ時にどうするのかということですけど、これは一般的な、例えば要保護児童でしたら児童相談所とか市町村に通告の義務があるわけですから、これは要保護児童として取り扱うことになるでしょうし、もし犯罪とか非行とか、あるいは不良行為に絡むことでしたら、これは警察への情報提供ってことになると思うんです。ただ、想定しているのは、たぶんいじめの情報が入ってきたとき、まったくその関係者が学校と一人も関わりのない子どもたちだけだということは、たぶん稀有だろうと思うんです。その中の仲間の一人ぐらいは、学籍のある子が必ずいるだろうと。したがって学校は、そうい

う情報を把握して総合的に解決するために、関係機関と知恵をしばっていくということしか、たぶん解決方法としてはないと思うんです。ですからそういったことを促進するのが条例っていうのが精一杯のところだというふうに私は理解しているので、非常に苦勞されたと思うんです。事務局はここをどうするかで。本当は私ももっとあらゆる子どものいじめを防止するような強力な条例を作りたいと思いましたが。やはり現段階ではそれは相当無理な注文なんだろうなというふうに私自身は理解をさせてもらっているところなんです。ちょっと座長が非常に差し出がましい意見を言ってしまいましたけども、このへんについてもしご批判とかちょっと違うぞってことがあれば指摘をいただければ結構かと思えますし、それから前川委員さんが言われた、確かに県外の子もたちと絡むような問題になると、ちょっと条例ではとても手を出せないということになってしまいますよね。ですからやっぱり県が規定する条例には、おのずから制限とか限界があるんだということは、理解せざるを得ないんだろうなというふうに思っています。インターネットとなると、全世界ということになりますから。伊藤委員さん、いかがでしょうか。私が述べました意見について、何かご批判とか、間違った点があればご指摘いただきたいと思うんですが。

(伊藤委員)

確かに、いじめ防止対策推進法がありまして、それを無視して条例を作るわけにはいかないと。基本的には法律の趣旨にのっとってやっていくということは確かにその通りなんですけど、条例で、まあいわゆる上乘せ条例ですね。いわゆる法律に従ってその趣旨を貫徹するために、さらに県としては法律プラスで取り組みますよと。それがまさに条例を作る意味のところになってくるのかなと。つまり法律のいわゆる枠内だけで全部解決できるんだとしたら、そもそも条例を作る意味がないと。やっぱり我々としては、こういう目的を持って、いじめをここまでは何としても防ぎたいんだというところで考えていただいたというのがまさにこの案なのかなと。仰られるように法律の枠内ではあるんだけど、ちょっと頑張って上乘せしたのがこの案なのかなというところでイメージとしては思っております。で、あと一步踏み出して、やっぱり、僕個人的には解決のところまでもう一步踏み出せばいいかなというふうには思っているんですが、ちょっと今の段階では、まだ時期尚早かなと。やっぱりこの条例を前提に、例えば、各機関、各団体が、いわゆるこの条例をもとに、機関、いわゆる関係性を構築していったら、いじめ防止、いじめ対策、もしくは、いじめが起きた時の解決に向けて何らかの手の取り合いができたらいいいかなというふうには考えております。以上です。

(藤原委員長)

実際、学校現場では、起きたいじめの対応に非常に苦勞されてるっていうことなど聞きますよね。したがって今回の条例には盛ることができませんけども、これはそういった活動を行うような民間の組織が三重県に誕生するというのは大変すばらしい事だと思いますし、私は三重弁護士会に大変期待をかけてるわけですけど、そういったものができたという前提で将来、条例を改正するっていう可能性はあるだろうなというふうには思いました。今までのような議論を受けて事務局の方からありますか。重大事態の説明をちょっとしてほしいという意見はありましたので。

(事務局)

まず重大事態のところです。法に規定をされているということで、条文そのものを読んでいくと、よく訳が分からないような話になりますので、例えばこういうことは重大事態ですよっていうふうに、説明をさせてもらった方がいいのかなというふうに思いますので、いじめはいじめなんですけど、例えば生命、心身又は財産に重大な被害をとというようなことで、例えばいじめが原因となってその子どもが自ら死を選ぶと。そういうような事態に陥った場合であるとか、あるいはいじめによって、重大な身体への傷害をとか、あるいは金品等に重大な被害を被ったとか、精神的な疾患を患ったとか、そういったような状態になったときのことを、一般的に重大事態というふうなことをいっております。一個一個例示してこれがこれがということは、なかなかちょっと説明は難しいんですけど、バクっとした言い方をすると、いじめを原因としてそういうふうに子どもたちの状態になった時に、重大事態っていうようなことを言っております。それから、学校に籍の無い子どもたちのいじめの事なんですけども、これはほんとにいろいろ事務局でも、何回も何回も議論をして現案で規定をしているということです。本当に今、情報が入ったら誰がどう対応するのっていうところは今の制度、仕組みでいくとなかなか難しいっていうのは、もう正直なところなんです。ただ、今、現状でも、これは学校中心的な話になりますけど、他校の子どもであったり学籍が無い子どもが、自分のところの児童生徒と関係があった場合は、学校としては何とかそれを解決するために、いろんな関係機関と連携を図りながら、事件性があれば警察ですし、あるいは児相であるとか、そういったところと連携をしながら子どもたちをいじめから守るという視点に立ってやってきておりますので、その事案事案によって対応が変わってくると思いますけど、今そういう現状の中でこの条例ができて、そしてこの条例がきっかけでそういう新たな動きにつながっていけばいいなというふうには思っています。ただ、何回も申し上げますけど、今の制度仕組みの中では、なかなか学籍のない子どもたちのいじめの対応っていうのは、解決に向けてっていうのは、

非常に厳しい部分も部分的にはあるのかなというふうに思っているところです。以上です。

(藤原委員長)

さらにこのことにつきまして、ご意見がありましたらお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(伊藤委員)

一番最初の発言ともかぶるんですが、情報提供を受けた時に、今学校できちんと取り組んでいただいていると思うんですが、この条例が制定されると、情報提供の量とかっていうのは、ある程度増えることも見込まれるのかなと。その時に、教育現場として本当に対応できる余裕というか、ほんとにあるのかなっていうのが、ちょっと正直素朴な疑問としてあって。やっぱり今、現時点でも教員の先生ってすごく忙しいし、今から働き方改革じゃないですけど、これから削減しようっていうふうな意向であるわけですよ。それで生徒に向ける時間というのは、今から削られていくだろうと。その上でこの情報提供が、ばんと入れた時に対応しなきゃいけない。その負担はどこに行くのかなというのが、ちょっと率直な疑問としてはあって。それが教育委員会全体として、ほんとにそういう組織だって学校の教員の先生に負担がいくようにするのではなくて、あくまでも教育委員会とか、いわゆる上部組織でできるだけその受け皿をしっかりと作って頂いた方がいいんじゃないかなというふうには思います。

(藤原委員長)

ご意見ですね。

(伊藤委員)

意見です。別に条例を改正しようとかそういう訳じゃなくて。

(藤原委員長)

学校の先生方も忙しいですけど、教育委員会の方も大変忙しいんで、困ってしまうんですけどもね。

(伊藤委員)

それも重々承知しておりますので。だからこそやっぱり、教育委員会にそういう、先生が仰ったようにいじめ専門部じゃないんですが、そういうほんとにそれだけを特化してやれるような部署をしっかりと作って、対応していかないと、そこに人員当てないと、たぶん対応がかなり難しいんじゃないかなというところ

るです。

(藤原委員長)

ひとつの案だと思います、それは。条例ができた後、検討していただくことになると思います。それから、子どもの役割についての規定は、このまま県の提案どおり置くということでしょうか。この点について、ご意見を伺いたいのですが。今までできたいじめ条例では、全く子どものそういう役割について触れていない条例もけっこうあります。ただ、きちっと書いてあるところもあります。それは、子ども条例のようなものでも同じですよ。子どもの役割とかっていうのを規定してある条例もありますし、全く規定してない条例もある。いろいろなんですけど。三重県の場合は、子どもの役割っていうことを規定したいという提案なんですけど、これはいかがでしょうか。特に、パブコメではいくつか、かなりその部分は必要ないっていう全否定の意見が結構ありますので。きちっとそれについては、我々の姿勢っていうのをはっきりさせておく必要があると思うのですが。これは、学校の先生方はいかがでしょうか。

(矢田委員)

項目として⑥をおくのは、大賛成です。ただ役割というのは言葉的には、不具合というのか合わないのかなという、そういう感覚も持っています。以前、私もこれ、子どもの取組であるとか、責務というか、取組ですね。そういうような表現の方がいいんじゃないかという発言をしたこともあるんですけど。項目そのものの中身については、1点目に非常に大事なことを押さえてもらって、それから2つ目、倫理的な事を書いてもらっていますので、これは、ぜひ残してもらいたいと思っています。

(室谷委員)

私も、このまま残していただいたらというふうに思います。さっきも言わせていただいたんですけど、子どもたちは、ほんとに自分たちのできることをって思ってるんですよ。自分たちがやれることっていうのを。それをたぶんこのパブリックコメント、これは大人の人から見た部分で、子どもたちは守ってあげなければいけないとか、子どもは逆ってしてあげなければいけないっていう、その気持ちはすごくわかるんですけど、ちょっと子どもたちの力も信じてやってほしいなと思うので、ここのところは入れていただけたらなあというふうに思います。

(小林委員)

子どもの責務を問うものではなくて、子どもの主体性を大事にするというような位置づけで、残しておいていただくのありがたいかなと思います。

(藤原委員長)

他の委員さん、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

(伊藤委員)

私も基本的には、残すことに賛成でございます。やっぱり最初ですね、結構前の段階では、やっぱり子どもというのは、守るべき存在だということの考え方もひとつはあったんですが、やっぱりその子どもの力を信頼するということは、まさにこの三重県子ども条例三条一項でも、子どもを権利の主体として尊重すること、子どもの力を信頼すること、というのが記載されていて、まさにいじめっていうのは、教師とか親とか事業者、先生、学校、教育委員会だけで解決できるかっていったら、やっぱりできないんですね。結局は、子どもが主体となって動いてもらう必要は、当然出てくるわけです。もちろん子どもに全部もう役割を任せ、後は知りませんという、これは許されませんが、もちろん子どもに責任を押し付けるという意味ではなくて、子どもがどう育ってほしいか、どういうふうに学校で生活を送ってもらいたいかというメッセージを伝える意味では、こういう条文は残していただいているのかと。ただ、いわゆる条文自体が、子どもに責任を押し付けるものであってはならないということで、それを確認した上で載せていただくのであれば、大賛成でございます。以上です。

(藤原委員長)

先日、ある児童相談所のケースワーカーと話をしまして、幼稚園で起きるいじめみたいな行為と、小学校に入ってからという行為っていうのは、連続しているはずなんだけど、どこが違うのって話をちょっと彼としたんですけど、それは、幼児の場合は、限りなく100%近くに大人がそばにいるところで起きると。だから、大人がすぐ対応できると。これが乳幼児の特徴だと。ただ、小学校に入ると大人が見えない部分が出てくると。それが中学年、高学年、中学生、高校生となると大人が見えない部分のほうはるかに多くなるということで、やっぱりいじめの発見とかいじめの解決という部分は、子どもっていうのを抜きにしては発見もできないし解決もできないであろうと、彼と話をしていたら思いました。確かに子どもに重荷を背おわせるのかっていう批判はありますが、やっぱりいじめ問題の特徴っていうのを考えると、それはちょっと的外れじゃないかなというふうにその時に確信をしました。子どもの役割という言葉が適

当かどうかっていうのは、再度、検討をお願いしたいと思いますが、やはりいじめ問題は、子どもが取り組んで行くという、この視点っていうのは抜いてはいけないなというふうに私は思いました。今日は、私がいない意見をたくさん言って申し訳ないですが、異論があったらぜひご指摘ください。委員長の独断になってはいけないと思いますので、ご指摘をお願いしたいと思います。それでは、そういうことで子どもの役割のところはまとめさせていただきました。あと、法にない部分を規定した部分については、何かご意見がありますか。県民及び事業者の役割とか、学校間の連携についてのところ。こういうところは、法ではあえて規定していない部分ですけど。これは、提案通りということでもよろしいでしょうか。細渕委員、今のこれについてご意見。よろしいでしょうか。

(細渕委員)

全体的に今、私が思っているだけかわからないですけど、今の子どもたち、家族に対してもそうですけど、会話っていうものがないと思うんですよ。スマホに向き合うだけ。これだったら自分勝手なことができるのであって。やはり家庭であって、学校であって、地域であって、みな会話をする、話しかける、些細のない事でもいいので、そういうのをしていくのも大事だと思います。それによって、感情とかそういうのが汲み取れる場合もあるので。やはり今のご時世、便利ですけど、やっぱり家庭からまず会話をして、子どもたちとか、そういう普段のいじめの。テレビなんかでもそうですよね。ニュースでもしているけど、これやったらあなたはどうするという、意見を求めてもいいんじゃないかとは思っています。

(高須委員)

自分自身が悩んでいることなんですけども。人権擁護委員としてなんですけど。人権擁護委員会の方はですね、各地区に協議会がありまして。県では連合会ってなっているんですが、そこで、いろいろ悩みがあったらぜひこちらに寄せてくださいという相談活動ですね。それから、いじめに関して言えば、SOSミニレターという取組を、各学校にお願いして何かあれば書いて出してくださいという形でお願いしているわけです。それで、知りうること、その時に初めて知る事っていうのはたくさんあるわけです。それはすでに学校の先生方もつかんでみえて、取り組んでおられることもあったりもするんですが、そうじゃないことも時に出たりするんです。その時に、この間、私たちの会でちょっと話題になったんですけど、どうしたものだろうということなんです。というのは、私たちには、秘密の保持という問題がありまして。他に知らさない、ですから安心して相談していただきっていう形でのやり取りをしているわけです。

その時に、ここにありますが、情報を提供するよう努めるっていうふうにあるんですが、ここの関わりでどこまでですね、やっぱり深刻な問題になってきたと思えば、相談すべきだというふうに思って、学校と一緒に、あるいは先生方と一緒に、その子どもに対して取り組んで行くっていうふうなことをしなければならぬというふうには思っているんですが。その秘密の保持と関わってどこまで自分たちで抱えて、その相談に応じていけるのかっていうのがちょっと悩みになっていました。ちょっと些細な事なんですけど。

(藤原委員長)

些細なことじゃなく非常に重大なことです。確かに児童虐待の通告なんていうのは、そこは完全に外れましたよね。命を守ることが最優先で。ただいじめについては、そこまでの共通理解がないということなんで、被害の訴えがあった場合は、被害を訴えた人との間でどこまで明らかにしたらいいとか、どういう解決方法を望んでいるかってことを、やっぱりやり取りせざるを得ないだろうと思うんですが。そこを無視してポンッと例えば、いきなり加害者にあたるかっていうことは、もうとんでもないことでしょうし。いかがでしょうか、伊藤先生。

(伊藤委員)

この条文上の規定の仕方でいったら、虐待とは全然違うわけですね。通報しなければならない、通報義務を規定しているわけではないので。これで守秘義務が外れるかっていうと、たぶん外れないので、やっぱり依頼者の同意なしに相談しちゃうと、それ守秘義務違反ですよっていう話にもなるし、個人情報の保護違反というところにもなってくるのかなと。だから基本的にはそういう相談があった時には、どういうふうに話を持っていきたいかと、一緒に学校行ってあげるよとか、そういう話はもちろんしていってもらっていいと思うんですけど、本人が絶対に嫌だ、相談しただけにしてくださいという形で言っているのにもかかわらず、違う人に相談するっていうのは非常にまずいのかなというところですね。ちなみに私もこういいながら、いじめの相談っていうのが法律相談で来る場合がもちろんあるわけです。そうした場合に、じゃあ情報提供するのかっていったら、まずしないです。やっぱり守秘義務の関係があるので、この条例ではなかなかちょっと、それをこえた提供というのは、なかなか難しいのかなと思います。情報提供する場合は、あくまでも本人に、本人もしくは本人の親御さんにしっかり了解をとってから、情報提供をさせていただくという形になるかと思います。ただ、話を聞くだけで解決したらこんな楽なことはないもので、絶対ないですよ。だから、おそらく相談の中で、解決するんだったらみんなで話し合わなあかんよって話はさせていただいて、おそらくそれ

で同意はとれることになるだろうというふうには思います。

(藤原委員長)

聞いた内容が非常に深刻なのに、誰にも言ってくれるなっていう場合は、それは相当困る事なので、誰が言ったかってことを伏せて、やはり学校とか専門機関と相談するという必要があるでしょうね。そうせざるを得ないですよ。そこまで深刻な問題なのに、誰にも言ってくれるなというふうに言っているってことがすごく問題なんです。他にいかがでしょうか。条例案の概要については、これですべて議論終了ということによろしいでしょうか。

(伊藤委員)

すいません、一点だけ。ちょっとパブコメを読んでいて、若干一つだけ気になったところがあって。最初に議論すべきだったのかもしれないですが、保護者の役割のところ、ソーシャルネットワーキングサービス等のところ、保護者のすべきことが書かれていないのはいかがなものかというご指摘が45番かな。5ページの45番のところ、ぺらっと書いてあって、確かにこの素案を見てみると、保護者の役割というところが、そこだけスパッと記載されていないんですね。そこについて、いわゆる県としては保護者に対して啓発を図るのだというところまでは書いてあるんですが、それ以上に保護者の役割というところについては、もう記載しないということによろしいかというところの確認を。

(藤原委員長)

どんなふうにそういうツールを使わせるかっていうのは、ある程度、家庭の自主性というのがあるだろうということが前提になっていると思うんです。そこについて、一定の啓発はできるけども、それ以上踏み込むようなお願いを、保護者に大変しにくいという問題はあるだろうと思うんですけど。そういうことによろしいでしょうか。

(事務局)

そうですね、このインターネット対策のいじめ対策のところ、特出しして保護者がこういうことをしましうっていうふうにしてしまうと、いろんな家庭がある中で、なかなか厳しいところもあるのかなって思いますので、それで保護者の責務等のところ、その具体の記載はないわけですけど、一つ目のちょぼのところ、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めるというようなことで、その他の必要な指導の中に、そういった想定をしていると解釈をしたいなと思っています。そういうことです。

(藤原委員長)

いじめ防止法の保護者の部分見ましても、非常に家庭の自治っていうところを尊重するような書き方になっておりますので、いじめについてはいけないよっていうことを保護者に強く言っても、SNSの使い方にまでちょっと踏み込めないということなんでしょうね。よろしいでしょうか、それでは、概要全体、条例案の概要はこれで、この検討委員会としては了承しますという結論でよろしいでしょうか。それでは、そういうふうにまとめさせていただきます。それでは高須委員さんのご発言にもありましたように、この条例を使ってどんなふうに県民に周知徹底していくのかとか、文字通りいじめ防止のためにこの条例をどう使っていくのかってことについて、少し具体的なアイデアを委員の皆さんに出していただきたいと思っています。あと30分ほどですので、ぜひ積極的に、これはできることできないこと、お金がかかることかからないこと、あまりそれを考えずに、ものすごくお金がかかる事でもぜひ提案をしてみしてほしいと思うんです。よろしくをお願いします。

(高須委員)

大体は、やはり学校あるいは先生方の負担ということが重くなって、重きを置くことになるかというふうに思っているんですが、まず、子どもへの広め方とか、親への広め方とかっていうことがまず対象になってくるんですね。そうすると、子どもと普段接している学校の先生方が、クラス作りの中でいかにいじめの問題を取り上げるかとか、そういったような形で子どもたちにどう迫っていくかっていうことを含めて、取り組んでいただかなくてはならないので、そこらあたり。とは言っても、私も地方の小さな学校に行ったことがあるんですけど、その時にやはりいろんな問題が流れてくる中で、無視するわけではないんですが、先ほど伊藤さんが言われましたけども、そこへ時間を割いてる余裕がないっていうようなこともあったりして、その時にどうするのかっていうのもあるんですが、そういう先生方もひっくるめて、やはり子どものほんとの深刻な問題なんだっていうことでのとらえ方と、それを子どもたちにどう広げていくか、クラスの中で子どもに対してどう迫っていくかっていうようなあたりとか、あるいは、親御さんにどういう形で迫っていくかっていうことをまず考えていただきたいなっていうふうに思うんです。あるいは地域にしても、よく地区懇なんて言ってやっておられると思うんですけど、そんな中で、地区懇談会の中で今回はこれ1つテーマにして広げようとかって形も含めて、やはり学校自体がまず取り組んでいただくことが中心になるのではないかっていうふうには思っているわけです。後は、いろんな印刷物等を通じて、一般啓発っていう、よくどんな問題もやっているんですが、そこら辺りを広げていくという

形になるのかなあというふうに思っています。

(藤原委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。学校から出た意見に、子どもと大人が一緒になっていじめをなくす、思いやりのある町、学校をつくるという大変すばらしいフレーズが並んでいるのですが、その辺を何か具体的にやってみるとしたらどんな活動が考えられるのでしょうか。できればいじめ啓発については、学校の先生方が先頭に立ってやるっていうのではなしに、むしろ地域の人たち、保護者とか、町の人たちが先頭に立っていじめはいかんねというムード作りをするということが先行すれば、学校としては非常に応援団ができたなっていう気持ちを持つんだろうと思うんですね。いじめ問題について学校っていうのは、いつも責められるばかりで、学校は何しているんだと言われるってところは非常につらいところだと思うので、条例を作って何が良かったのかっていうと、応援団が増えましたねってところが、一番そういう効果が出ればいいなと思うんですけど。そのへんでいかがでしょうか。保護者の方から考えられることはないでしょうか。

(細渕委員)

やはり地域と一体になる、先生と一体になる、しゃべりやすい環境、親にはしゃべれないけど先生にはしゃべれる、先生や親にはしゃべれないけど、近くの近所のおじちゃんおばちゃんにはしゃべれるという、やっぱり信頼おける関係を作るのが、一つではあるかなとは思いますが。

(藤原委員長)

最近、警察もいろいろ、小さい子を対象に取り組んでおられますけど、何か参考になるようなアイデアはないでしょうか。

(前川委員)

私が思いますのは、保護者と学校は先生の方にできたらお願いしたいなと思うんですけど、この県民と事業者の役割をする中で、やはり積極的な地域の方、先ほども言いましたけど、ほんとにいろいろやっついていこうという地域の方もおられますし、それが課題に、例えば学校の方に負担になっても困るかなということで、できましたらいじめはこういうもので、こんな感じなんですって、前回でしたか、リーフレットとか話に出たんですけど。そういう理解を求める資料があれば、月間なんかには例えば、関係機関である警察の方も、こういうことで理解を広めましょうという、そういう形ができることによって、いじめられている今、手を、声を上げられないいじめを防げるってということにもつながる

と思いますので、長い目で見て地域住民にもこういう、県民事業者の役割ってことはあるんだよってことで、理解を広めていくって方法もあればいいのかなと思います。それが小さいことっていうか、コツコツと地域の特性にいかせるかなと思うんですけど。参考になればと思います。

(藤原委員長)

あと、どうでしょうか。臨床心理士会とか社会的養護の職員の皆さんとか、そういったところの中では、いじめ問題っていうのは若干でも話題になっているんでしょうか。そういった専門職の間でも情報共有というのは非常に重要だと思うんですけど。

(久保副委員長)

心理士会で話題になっているかどうかはあれですけど、うちの地域では、学校便りっていうのが、地域に回覧されてくるんですね。その中で、こういった条例ができましたとか、アンケートはどこへ、こういうことが起こったらしなさいとかいうことをやっていただく、ようするにまず啓発をしないと浸透していかないわけですから、まずいろんな形で検討していくということ、それから地域の皆さんは、いろいろ子どもたちと触れ合う機会を最近、意図的に持ってらっしゃいますので、そんな中でいろいろこういうことを積極的に申し出て、言ったら大丈夫だからということで、安心して子どもが訴えができるような形の雰囲気作りをしていくということが大事かなと思います。学校でもどこかに投書箱みたいなのを置いておいて、思いを書いていただくとか、そういうことがどうかなっていうふうに思いました。心理士会の取組はまだわりと職能集団なので、個人的にはけっこうやっているんですが、なかなかそこまではまだ活動ができていないのかなって思いがありますので、これから会員にも提案をしていかなきゃいけないかなと思っています。

(藤原委員長)

いじめられる子の精神的な、あるいは肉体的なダメージを何とかして防いでいくっていうのは重要なんですけど、いじめの子っていうのも心に何らかの問題があるわけですね。いじめられる子へのアプローチっていうのは何かないでしょうか。

(久保副委員長)

やっぱりなぜいじめるかというその背景っていうのは、いろんな、それこそいじめられる子もちろんあれですけど、いじめの子の方が深いかもしれませんので、そこら辺を個々に心理士会の個人のスタンスですけど、見ながら話

しかけていたりしていることはしていると思うんですが、個人的な対応になっていると思います。

(藤原委員長)

いじめられたという訴えを聞くんじゃなくて、いじめそうになったけど我慢したとか、ついついいじめてしまったとかのような投書箱っていうのはできないんでしょうか。結構そちらの方がいっぱい集まりそうな気がするんですが。岡村先生、委員さん何か。

(岡村委員)

何としたらいいんだろうって思いますね。以前、何年か前までは、いじめられる側にも非があるとかっていう論がでたところがあったんですけど、もうこの十何年前からは、それはいじめる側の勝手なあれであって、やっぱり本人が苦痛と感じたらいじめが成り立つってところで、社会的養護の方も話がいきます。だから例えば、南が丘の地元の私が勤めさせてもらっている小学校なんかでも、こんな話が出るんですけど、例えば地域の子どもを守る家のところに、ちょっと歩み寄れるこういうことを言えるような場を、例えばこういうことを言ってもいいんですよっていう話をする場所があるんですよっていうのも、言ってもいいんじゃないかなと思ったり、たぶん3割くらいは話を聞いてもらっただけでほっとできるんじゃないかなと、ただ、なかなか言えないっていうのがあるし、誰に言えばいいのかっていうのが分からないと思うので、やっぱりいじめられたり嫌な思いをしたら言ってもいいんだよっていうのをリーフレット等で幅広く、まず告知することが大事かなと。児童養護の方では、児童福祉法の改正で一番大きなところは、子ども自身が権利の主体であるっていうことを法律に明記されたっていうところがすごく勉強会でよくできます。だからその中で児童虐待とかいじめの話題も出るので、今のような感じで守られる、当たり前前の生活が確保されるというところの根拠としては、嫌な事されたり嫌な思いがあったら、人に助けを求められる権利っていうか、言ってもいいんですよっていうところを大切にしているので、みんながやっぱりその基本のところに戻っていくべきということが僕は大事かなと思います。

(藤原委員長)

リーフレットをどういうふうにするかっていうのは重要ですよ。それから、県の提案では、4月と11月をいじめ問題の啓発月間とするというようなことなんですけど、11月は従来からされてきているけど、4月はいじめが起きやすい新学期だということで取り組みたいってことなんですけど、学校の先生方としては、何かどんなことができるかってイメージがわきますか。大変、教職員が

変わって新しい体制ができたばかりの時ですよ。そこで何かいじめの啓発月間ですよって言われて、何ができるかなって思うんですけど。教育委員会の方は、4月ということに何か、やはりここだというのは何かございますか。

(事務局)

4月、11月、11月にはこれまでも強化月間ということで位置づいているところですけど、4月というのは委員長が先ほど言われたように、子どもたちの環境が大きく変わる時期であると。環境が変わることによって、いじめも起きやすくなるということで、特段4月が一番多いというわけではないんですけど、やっぱり学校でいう1学期の期間というのが一番いじめが起きやすい時期だと。それは環境が新しく変わることによって人間関係を構築するまでに、いろいろ問題が起こったりというようなことも、影響があるのではないかなということなんだけど。この4月っていうのは、非常に大人の環境も変わって、学校の体制も変わったり、いろんな社会体制も変わったりする時期ですので、大変忙しい時期でもあるので、4月に強化月間の取組として大々的に何かしようっていうようなことは、今のところ県としては考えていません。ただこれを私が言ったから答えていうわけではないのですが、やっぱり学校現場でもこれまでもやっていることはあると思うんです。4月クラス替えしました。じゃあこの一年、このクラスでどんなふうな学級を作っていきましょうってやったりすると思うんです。その中にやっぱりいじめのないクラスにしようとか、そういうようなスローガンの、目標的なことっていうのは、学級開きしたらすぐやると思うんです。そういうことを位置づけて、改めてこの条例に位置づけることによって、学校現場でも、あるいは県民のみなさんにも、そういうようなことができることを、この1年間子どもたちを守っていくために、何かできることはないかなということを考えるような機会にこの4月は位置づけていきたいなというふうには思っているんです。これは結論ではありませんので、一担当の見解というように捉えていただいたらと思うんですけど。

(藤原委員長)

というような事なんですけど、いかがでしょうか。学校現場にいらっしゃる先生方。

(矢田委員)

今度、4月と11月と定めるといふふうにあるんですけど、すでに学校においては、学校いじめ防止方針で、いろんな取組をやっているわけなんです。例えば今、対策監が仰ったように4月においては仲間づくりということで、本校におきましては、4月の末に遠足、仲間づくりのための遠足というのを学校行

事に入れていきます。それから5月には、人権ロングホームルームで、やはり1年生においては、仲間づくりということテーマに、ロングホームルームで取り組んで、違いの違いであるとか、そういうことも行っております。ですので、今まで学校においては、その時期時期にいじめに対する問題だけでなく、仲間づくりであったり人権にかかることとして、いろんな取組を行っておりますので、特に4月と11月に定められたから、じゃあうちの学校はこれをやろうかということは、もうすでにやっているわけですから、特段、決められても学校の方針は大きく変わらないというふうに思います。それよりもこの啓発という部分でぜひお願いしたいのは、この条例を作る際に8月からいろんな取組を行っていただきました。それから今日の資料2にもありますように、子どもたちの意見、こうしたものが反映されて、この防止条例がつけられたのだということ、是非PRしていただきたいと思うのです。学校においては、学期に1回いじめに対するアンケートを行っております。先ほどあったように、子どもたちの意見を吸い上げるために、そういうようなアンケートをやっていますが、実は、子どもたち、アンケートを目の前にしてしまうと、本音と建前を使い分けてしまうわけなんです。実際うちの学校でいじめの問題が発生した。その子たちは、そのアンケートには、心の吐露ということはしていないんですね。いじめはありませんに丸をしている。じゃあ、いじめとかいつからあったのとか、例えば、部活動で1年生のいつの頃からか無視が始まったとか。だからぜひ、今回のこの条例ができあがったことに対する啓発において、先ほども言わせてもらいましたが、傍観することなくという、こういう文言を入れてもらうことによって、今まで隠していたいじめが、隠されていたいじめが前に出てくるような、そうした啓発をぜひ行ってもらうことによって、今申し上げたような、今まで学校でやってきたことが、本当に実りのあるとか、実効性のあるものになっていくような、そうした啓発活動をしていただきたいなというふうに思います。

(室谷委員)

今、矢田校長先生が言われたように、ほんとに各学校4月はクラスだったら学級開きっていうので、こんな学級にしていきますよ、いじめのない学級づくりをしますよということをまずしますし、先ほどの学校便りとかの中で、うちの学校のいじめ基本方針、いじめ防止の基本方針はこんなですよというのはオープンにしますっていうので、学校は今までほんとに4月当初からやってきました。それで11月になったら例えば、その時には人権に関するいろんな授業をやって、それについて思うこととかっていうことを進めてきているし、アンケートも学期に1回はやっているしということがずっとあるんです。それが今回、これができたっていうのは、みんなで大きなうねりとして、ほんと県民全

体でやってくんだよというのを、声を大にしてPRをしていただくと、気持ちが上がってくるというか、みんなでやっていくよというところに行けるんじゃないかなというふうに思います。インターネットを使いたいじめがあったりだとか、犯罪に巻き込まれたりだとかということがあった時に、Pの方が、PTAの方がいろいろ研修会を開いてくださって、その人たちが保護者の啓発をするというので、今も各学校に来てくださっています。そんなふうに主体となるところがいろいろでやってもらえると、学校は学校でもするし、PTAの人はPTAの人でそうやって学校に来て話をしてくれるし、警察の方も薬物乱用の時にも、このSNSの話をしてくれますしというので、みんながいろんな場の時に、その話をしてくださったりすると、ああ、みんなでやっているというのは、子どもたちに伝わると思うので、そんなふうにしていただけたらありがたいなというふうに思います。まず初っ端は、本当にみんなが分かりやすいようなリーフレットを作っていただくというのが、何回も話に出てきたと思いますので、そんなふうにしていただけたらなというふうに思います。

(小林委員)

私も皆さんと同じ意見です。この4月、11月だけではなくて、毎日を通しての活動の中で、いじめ問題、それから子どもたちを大事にするというところについては、学級づくりにからめながら取り組んでいるところです。この条例について、十分丁寧に説明していただいて、この条例の位置づけというか、条例を作る目的というのを、私たち、私自身は改めてよく理解できたなと思いますので、そういう丁寧な説明が県民全体に広まることで、この条例の目的というものが、大人が何ができるかというようなところをやっていきましょうというようなところがあったと思うので、この条例を作ることによって、みんな大人が何ができるかというようなところを考えるきっかけになり、その姿が、その大人の姿が、子どもたちに伝わるようなものになっていくといいなと思います。

(久保副委員長)

新时期しっかりということを言われましたのであれですが、各学校にスクールカウンセラーの方がいらっしゃって、そこらへんはかなり積極的にそれぞれの会員が取り組んでいると思いますので、ちょっと加えさせていただきます。よろしくお願いします。

(藤原委員長)

最後、高須委員さんいかがでしょうか。こんなところでよろしいでしょうか。もっと何かありましたら。いろいろ意見が出たと思います。

(伊藤委員)

3分ほどよろしいでしょうか。いろいろと考えはあるんですが、今年の8月に高校生意見交換会で、いじめに対する生徒たちの取組みたいな形で、教育委員会にだいぶ負担をおかけしたのかなと思うんですが、県内の高校生を全員呼んで、いじめをどうやって防いでいくかみたい意見交換をしたんです。それは、弁護士会と教育委員会でタッグを組んで、高校生にどのようにやっていったいいのかっていうのを、ファシリテーターと高校生5人、6人ぐらいで班を作ってやってもらったと。ああいう子どもを主体に、自分たちでどうやって考えていったらいいのかという場所の提供というか、これって別に子どもたちに責任を押し付けているんじゃないくて、子どもたちがどうやって解決するかをサポートしていくっていう形で、そういう場所があれば一つのイベントにもなりますし、ああいう意見交換会みたいなものをできたらいいのかなと。小学校の高学年ぐらいだったらできるかな。小・中・高で、そういうのがもしできていったら、ひとつ、このいじめ防止条例ができたから、そういう意見交換会が開かれるようになりましたという、明確なあれにもなるのかなというところと、あと、弁護士会としての取組として、いじめ防止授業をさせていただいているんです。これも、いわゆるさっき、学校としてはもうすでに取り組んでいるというところでのお話があったと思うんですが、外部から呼ぶとか、まあそういうことにするとですね、ちょっとなんていうかな、イベント感っていうか、それがいい言葉かどうかは別として、やっぱり普段とは違う観点からの話が聞けるとかっていう意味があるので、別に弁護士会単独という訳じゃなくてもいいと思うんですね。臨床心理士さんで、いじめられる側、いじめる側の心理を聞いてみましようとか、いろんな団体に、外部の方に発信してもらって、外部の方から外部授業特別講師で呼んでいただくという形をとっていただいたりだとか、そのへんをしていただけたらいいのかなと。そういう中に、地域の人って入れていくべきだと思うんです。例えば、先ほどあった南が丘での話とか、いわゆる子どもの駆け込み寺みたいなのところがあるとしても、私がもし学生だとして、いきなりピンポンって行って入っていけないですよ、怖くて。でも、その人が話しに来てくれ、うちのクラスでいつでも来ていいんだよという話があったとすれば行きやすい。だからそういうところで地域の人とも授業なり、例えば、学校のいじめのアンケートを共有するとか、ちょっとこれはできるかどうか分からないですけど。その地域の方が生徒と触れ合う時間、児童と触れ合う時間というのを、できるだけ確保していただけた方が、効果的なのところにつながっていくのかなと思います。それと今回の条例では、ふれられませんでしたが、いじめ解決に向けた何か取組ができていったらいいのかなと思います。

(藤原委員長)

最後に大変貴重なご意見どうもありがとうございました。それでは、いじめ防止条例制定後、どういう活動をするかということについて、ぜひ県の方に参考にしていただけたらというふうに思います。以上で協議を打ち切らせていただいてよろしいでしょうか。今日、話し合った内容を含めて、これから具体的な条文づくりに入っていくと思いますし、条文づくりは、その道のプロである法務文書っていうんでしょうか、そういった部局と意見調整していくことになると思います。それで、私たちが確認した事項を完全に外れてしまうような条文というのは、もうできないというふうに信じておりますけど、若干、AにしようかBにしようかっていう議論が生ずる余地っていうのはあると思うんです。その場合、再度、この委員会をまた開くというわけにはいきませんので、その取扱いについては、基本的に私、あるいは私と副委員長、それから法律的な事に非常に絡むような問題でしたら、伊藤委員さんのお知恵を借りるというような形で、最終的には私に一任していただくという取扱いでよろしいでしょうか。これでご了解いただけますね。それではそのご確認もいただいたということで、協議はこれで終わりたいというふうに思います。事務局の方にお戻しします。

(事務局)

ありがとうございました。長時間にわたりまして、皆さんのたくさんのご意見を頂戴いたしました。委員長お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。それでは4の諸連絡を小林からさせていただきます。

事務局より諸連絡。

(事務局)

ありがとうございました。それではこれをもちまして、第4回三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会を終了いたしたいと思います。皆様、本当にありがとうございました。お疲れ様でございました。